

公布された規則のあらまし

○佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第二二一号）

佐賀県立都市公園条例の一部を改正する条例の施行期日は、平成二二年四月一日とすることとした。

○佐賀県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二三号）

- 1 指定管理者の管理の基準を定めることとした。
- 2 公園内行為許可申請書等において、申請者が暴力団等でないことを誓約させることとした。（様式第一号及び様式第四号く様式第七号関係）
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。
- 5 佐賀県立都市公園利用規則は、廃止することとした。

○佐賀県営土地改良事業分担金等条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二四号）

- 1 基幹水利施設ストックマネジメント事業に係る分担金の率を定めることとした。（別表第一関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○佐賀県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（規則第二五号）

- 1 有料駐車場の使用料の月額を改定することとした。（別表第三関係）
- 2 請書の様式について、退去時の修繕費用の負担について定める等所要の改正を行うこととした。（様式第四号関係）
- 3 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。

○国有財産法に基づく一般海域の使用又は収益の許可に関する規則の一部を改正する規則（規則第二六号）

1 海岸保全区域等の水面下の土地の占用について、国有財産法第一八条第六項の規定に基づく占用許可の対象にするため、所要の改正を行うこととした。

(第二条関係)

2 この規則は、平成二二年四月一日から施行することとした。